

移動等円滑化評価会議 中部分科会 設置要綱

(組織)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第4条第1項及び第52条の4に基づき国土交通省において設置された移動等円滑化評価会議の下に、中部地域における移動等円滑化の進展状況を把握、及び評価するため、中部分科会(以下「分科会」という)を設置する。

(役割)

第2条 分科会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 中部地域内の移動等円滑化の進展状況の把握・評価
- (2) 中部地域内の事業者・施設設置管理者・自治体等による先進的な取組の情報提供等
- (3) その他必要な事項

(委員・分科会長)

第3条

- (1) 分科会の委員は、移動等円滑化に係る施策に関し知見を有する者で構成する。
- (2) 分科会に、分科会長を置く。
- (3) 分科会長は、事務局が選出し、委員の承認をもって決定する。
- (4) 分科会長は、分科会を招集し、議事その他の会務を総理する。

(事務局)

第4条 事務局は、中部運輸局交通政策部共生社会推進課及び中部地方整備局企画部企画課に設置する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関するその他必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

附則

- この設置要綱は、令和元年7月 1日から適用する。
- この設置要綱は、令和3年6月30日から改正する。
- この設置要綱は、令和7年7月29日から改正する。